

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真 銅 武 紀

香川県条例第10号

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第4条 給料は、勤務に対する報酬であって、初任給調整手当、扶養手当、<u>地域手当</u>、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第23条の3の規定による手当を含む。第25条において同じ。)、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)、退職手当、退職年金及び退職一時金を除いたものとする。</p>	<p>(給料)</p> <p>第4条 給料は、勤務に対する報酬であって、初任給調整手当、扶養手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第23条の3の規定による手当を含む。第25条において同じ。)、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)、退職手当、退職年金及び退職一時金を除いたものとする。</p>
<p>(扶養手当)</p> <p>第20条・第21条 略</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第20条・第21条 略</p>
<p>(地域手当)</p> <p>第21条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して香川県高松市(平成18年4月1日においてこの名称により示された地域に限る。)に所在する学校に勤務する職員に支給する。</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の合計額に、100分の1.5を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。</p>	
<p>(管理職手当)</p> <p>第22条 略</p>	<p>(管理職手当)</p> <p>第22条 略</p>

(特地勤務手当等)

第23条の2 略

2 略

3 第21条の2第1項に規定する地域に所在する特地学校に勤務する職員には、支給される地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。

(期末手当)

第24条の3 略

2・3 略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第14条の5第6項の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定めるものに相当する職員として各給料表につき人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階等を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 略

(勤勉手当)

第24条の6 略

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎

(特地勤務手当等)

第23条の2 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する学校として人事委員会に協議して教育委員会規則で指定するもの（以下「特地学校」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

2 略

(期末手当)

第24条の3 略

2・3 略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額とする。

5 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第14条の5第6項の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定めるものに相当する職員として各給料表につき人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職の職制上の段階等を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 略

(勤勉手当)

第24条の6 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎

額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額

（2）略

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第24条の3第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第24条の6第3項」と読み替えるものとする。

5 略

（扶養手当等の支給方法）

第25条 扶養手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法については、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

（給与の減額）

第27条 略

- 2 前項の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものを減じたもので除して得た額とする。

（休職者の給与）

第29条 略

- 2 職員が前項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号の規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4～6 略

額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額

（2）略

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。
- 4 第24条の3第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第24条の6第3項」と、「合計額」とあるのは「給料の月額」と読み替えるものとする。

5 略

（扶養手当等の支給方法）

第25条 扶養手当、管理職手当、住居手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法については、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

（給与の減額）

第27条 略

- 2 前項の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものを減じたもので除して得た額とする。

（休職者の給与）

第29条 略

- 2 職員が前項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号の規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4～6 略

(へき地手当等に関する条例の一部改正)

第2条 へき地手当等に関する条例（昭和46年香川県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(へき地手当) 第4条 略	(へき地手当) 第4条 前条第1項の規定により指定されたへき地学校に勤務する職員には、給料及び扶養手当の月額の合計額に、当該へき地学校の級別に応じ、次に掲げる級別ごとの支給割合を乗じて得た月額のへき地手当を支給する。 1級 100分の4 2級 100分の8 3級 100分の12
2 略	2 前条第1項の規定により指定されたへき地学校に準ずる学校又は共同調理場に勤務する職員には、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の2を乗じて得た月額のへき地手当を支給する。
<u>3 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第9条の2又は公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）第21条の2に規定する地域手当が支給される地域に所在するへき地学校等に勤務する職員には、支給される地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。</u>	

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第3条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(教職調整額を給料とみなして適用する条例等) 第4条 略	(教職調整額を給料とみなして適用する条例等) 第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく規則の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。 (1) 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。第21条の2、第23条の2、第23条の3、第24条の3、第24条の6及び第29条の規定に限る。）

(2)～(8) 略

(2)～(8) 略

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の4、第11条の4及び第14条の8の規定、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。）第5条から第7条まで、第17条、第19条の2から<u>第21条まで、第22条、第22条の2、第24条の6及び第24条の7</u>の規定、産業教育手当の支給に関する条例（昭和32年香川県条例第53号）の規定並びに定時制通信教育手当の支給に関する条例（昭和35年香川県条例第31号）の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の4、第11条の4及び第14条の8の規定、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。）第5条から第7条まで、第17条、第19条の2から<u>第22条の2まで、第24条の6及び第24条の7</u>の規定、産業教育手当の支給に関する条例（昭和32年香川県条例第53号）の規定並びに定時制通信教育手当の支給に関する条例（昭和35年香川県条例第31号）の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。